

営業資産の減損と事後の業績測定 ——市場価格と「回収可能額」——

米 山 正 樹

I はじめに

収益性の低下した営業資産の評価をどう切り下げるべきかは、いま、諸外国の会計基準設定主体が大きな関心を寄せている問題である。改訂作業の進捗状況はまちまちであるが、営業資産の「回収可能額（recoverable amount）」に着目し、簿価がそれを超過したのを契機にストック評価額を切り下げる点については、各国が概ね共通しているといってよい。「回収可能額」というコンセプト自体についてもおおよそ共通の認識が得られており、「継続利用による将来キャッシュフローと、売却により回収可能なキャッシュフローのうち大きいほう」と要約することができる。つまり「回収可能額」は、現在保有中のストックについて「最も合理的な」意思決定を行った場合に見込まれるキャッシュフローで決まってくるわけである。

このとおり、「回収可能額」がキー・コンセプトとなる点についての食い違いはほとんどないといつても差し支えないが、実際にどれだけの評価損失を計上すべきかとなると、各国のスタンスは少なからず相違している。例えば米国は、収益性の低下した営業資産の評価をその市場価格まで引き下げ、簿価と時価との差額を評価損失として計上するよう求めている。これに対し、英国やオーストラリアにおいては、減損が生じているかどうかの判断に用いた「回収可能額」を、切り下げ額の決定にもそのまま利用することになっている。つまり簿価が「回収可能額」を超過した場合、ストックの評価額はその「回収可能額」まで切り下げられるのである。

先述のとおり「回収可能額」は、ストックの処分いかんに関わっている。もし市場で売却するのが最も合理的な選択肢であれば、減損の生じた営業資産は正味実現可能価額（売却時価）で評価されることとなる。この場合は、切り下げ額について、米国と英豪との間に食い違いは生じない。これに対し、収益性の低下にかかわらず営業資産を利用し続けたほうがよいときは、「継続利用から期待されるキャッシュフロー」こそが「回収可能額」となる。失敗したプロジェクトに関わるストックを経営者が手放さないのは、売却した場合よりも多くのキャッシュフローを回収する見込みがあるからであろう。そう考えれば、このケースにおける「回収可能額（継続利用から期待されるキャッシュフロー）」は、明らかに市場価格を凌駕する。英国やオーストラリアのルールは、この局面で米国のルールと相違するのである。

「回収可能額」というキー・コンセプトを共有しているにもかかわらず、切り下げ額にこのような食い違いがみられるのはなぜであろうか。各国の基準の背後にある考え方を推察し、その説得力を検討するのが本稿の主題である。一見したところ、ストック評価額を切り下げるべきかどうかの判断基準（減損の認識基準）と、どれだけの評価損失を計上すべきかの基準（減損の測定基準）とが首尾一貫している点で、英豪のルールのほうが優れているようにみえるかもしれない。しかし、事はそれほど簡単ではない。ここでは一貫して「回収可能額」に着目するやりかた

と、現在行われている利益計算のフレームワークとが整合するのかどうかを注意深く考察していきたい。

II 切り下げ額とその論拠

(1) 米国のルール；市場価格への簿価修正

まずは米国財務会計基準審議会（Financial Accounting Standards Board：FASB）の基準書第121号「減損した長期性資産および処分予定で保有する長期性資産の処理」（FASB [1995]）を探り上げる¹。先述のとおり、この基準書も諸外国の公表ルールと同様、収益性の低下した営業資産の評価を切り下げるべきかどうかの判断に際し、簿価の「回収可能性」に着目している。会計情報の受け手は、少なくとも簿価にみあうキャッシュフローは回収可能であろうと信じている。そうなると、投下資金の回収が困難となったときは、ストック評価額をただちに切り下げる必要がある。以上がFASBの基本的なスタンスと推察されるのである。実際、この基準書は、収益性の低下が疑われる場合、回収可能な将来キャッシュフローを見積もり、それと簿価とを比較のうえ、減損の有無を判断するよう求めている（FASB [1995], para.6）。

先の規準で評価を切り下げるべきと認められたとき、次に問題となるのは評価損失の大きさ、つまり減損認識後のストック評価額である。この点につき、基準書第121号は市場価格への修正を求めている。簿価と時価との差額にみあう評価損失を計上すべきと定めているのである（FASB [1995], para.7）。前節で説明したとおり、「回収可能額」と時価とが一致する保証はない²。にもかかわらず、減損を認識すべきかどうかの判断に用いた「回収可能額」ではなく、敢えて時価への簿価修正が求められているのはなぜであろうか。

この点に関し、基準書第121号は、減損の生じたストックを利用し続けることの意義に着目している。継続利用という意思決定は「再投資」を意味するというのである（FASB [1995], paras.69-70）。「再投資」、つまり旧来の投資を中断し、新たな投資に着手するケースにおいては業績測定のほうもやり直すこととなるが、そこでは、再投資の決定が下された時点の市場価格が新たな計算基礎となる。というのも、投資プロジェクトの成果は、それに着手した際のキャッシュアウトフロー（つまりプロジェクトに関わるストックの市場価格）をもとに捕捉することになっているからである。通常の新規投資を準拠枠として再投資の処理を考えるのは、さほど不自然なことではない。以上の推論によれば、収益性の低下した営業資産の評価は、キャッシュアウトフローを伴う再投資の場合と同様、市場価格へと修正されることとなるのである。

ここで説明したFASBの考え方に対する対しては、主としてふたつの問題点を掲げることができよう。ひとつは、ストックの切り下げだけを求め、切り上げを認めない「非対称的な」規定と「再投資」という論拠との非整合性である。経済環境の変化いかんでは、たとえ現在実行中の投資プロジェクトが滞りなく行われている場合であっても、代替的な用途への転用をつうじて収益性を高めることが可能となってくる。基準書の考え方からすれば、こういうケースにおいても市場価格への簿価修正を行い、評価益を計上する必要が生じてくるはずである。にもかかわらず、あくまでも評価を切り下げるケースだけが取り扱われているのはなぜか、基準書第121号はこの点に関する説明を欠いているのである。

もうひとつの問題は、減損を認識するタイミングに関する基準書の説明と、切り下げ額を支える論拠との食い違いである。先述のとおり、「回収可能額」と簿価とを比較して減損の有無を判

断する理由は、「少なくとも簿価にみあうキャッシュフローは回収可能であるはず」という投資家の「期待」に求められていた。もしこれだけが問題なら、ストック評価額は、回収可能額以下でありさえすれば任意の値でよいはずである。ところが実際には、基準書第121号は「回収可能額以下」という制約を満たす属性値のひとつ、市場価格への修正を強制している。先の議論からすれば、これは必然とはいえない。時価評価をのために基準書が唱えた「再投資との類似性」はある意味で自己完結的な論議であり、切り下げの論拠となった「投資家にとって有用な情報の提供」に直結するとは考えられないである。

あくまでも「簿価の回収可能性」を強調したときの文脈を貫くのであれば、基準書第121号は市場価格への簿価修正を「それが投資家の期待に沿った修正であるから」という観点から説明する必要がある。「再投資という意思決定との類似性」というようなルールの内的整合性ではなく、投資家の期待に言及してこそ、基準書の基本理念は首尾一貫したものとなろう³。逆に「再投資という意思決定との類似性」に固執するのであれば、基準書は切り下げのタイミングに関する規定を変える必要が生じてくる。先述のとおり「再投資」の意思決定は、現在実行中の投資プロジェクトと代替的なプロジェクトとの収益性を比較して行われるものである。過去の支出原価を基礎とする簿価が、再投資を行うかどうかの意思決定に関わってくることは考えられない。簿価が「回収可能額」を超過したからといって、「再投資」が行われるとは言いきれないである。

最後に、以上を要約しておこう。FASB 基準書第121号は、冒頭にも指摘したとおり、収益性の低下した営業資産の評価をその市場価格まで切り下げるよう求めている。この基準書の最大の特徴は、切り下げのタイミングに関する議論と、切り下げ額の論拠との食い違いにあるといつても過言ではない。市場価格への簿価修正は「再投資との類似性」をということで導かれるし、簿価と「回収可能額」との比較で切り下げのタイミングを決める考え方たも、それ自体は首尾一貫したものといえる。問題は、繰り返し指摘しているとおり、ふたつの議論がそれぞれ自己完結しており、基準書が総体としてまとまりに欠くような印象を与えててしまうところにある。なぜこのような食い違いが生じたのかについては、さらなる検討が必要であろう。

(2) 英国のルール；「回収可能額」への簿価修正

今度は、英国の基準書を探り上げよう。英国においては、営業資産の減損を取り扱った基準書の類いが既にいくつも公表されているが、このうち最も新しいのは本年四月に公表された討議資料「有形固定資産の減損」(ASB [1996])である。本稿では、これをもとに議論を進めることとする。先述のとおり、この討議資料も米国の基準書同様、「簿価の回収可能性」に着目している。具体的には、簿価が回収可能額を反映すべきというのは広く定着した原則 (well-established principle) である⁴とか、簿価を維持すべきかどうか、「回収可能額」にてらして確かめる作業は理論的である⁵というような説明がなされている。表現は多少異なるが、その意味するところは米国FASBと基本的に違わない。少なくとも簿価にみあう将来キャッシュフローは回収可能なはずという期待を投資家が抱いている以上、その期待に応える必要があるというのであろう⁶。

「回収可能額」を重視する理由については、別の公開草案 (ASB [1995]) にも説明がある。米国でいう一連の「概念基準書 (FASB [1978], FASB [1980a], FASB [1980b], FASB [1984], FASB [1985])」に相当するこの公開草案によれば、いわゆる取得原価主義のもとでも事後の再評価 (subsequent remeasurement)⁷、つまりストック評価額を直接見積もり直す作業が必要となるケースはありうるという。「回収可能額」への切り下げは、そうした作業の典型例として掲げら

れている。ストック評価額について、保守的思考を反映した「原価以下主義（‘cost or less’ rule）」が適用されるのはよく知られたことである。「回収可能額」を超過するような簿価は明らかに過大評価であるから、これが生じたときは、ただちに簿価修正を行るべきというのである⁸。

以上を受けて、英国の討議資料は、簿価が「回収可能額」を超過することが判明したとき減損が生じたものとみなし、後に詳述するような形での切り下げを要求している。つまり英國においても前述した米国と同様、減損の有無は、回収可能な将来キャッシュフローと簿価との比較をつうじて判断することになっているのである⁹。にも関わらず、ストックの評価をどれだけ切り下げるべきかに関し、両国のルールは明らかに食い違っている。先述のとおり、米国では「過大な」簿価と市場価格との差額が評価損失として計上されるのに対し（FASB [1995], para.7），英国では減損が生じたかどうかの判断に関わっていた「回収可能額」への簿価修正が求められているのである（ASB [1996], Chapter2, para.2.5）¹⁰。

では、なぜこのような食い違いが生じているのであろうか。FASB 基準書第121号が市場価格への簿価修正を求めている理由については、既に前項で検討済みである。残るは「回収可能額」での評価を定めた英国の討議資料であるが、実は切り下げ額の論拠に関する記述は乏しい。前掲の「原価以下主義」は評価損失の早期計上を要求しているに過ぎない。ストック評価額をどこまで切り下げるべきかについて、そこから何らかのインプリケーションを引き出すのは無理がある。それどころか、その他の公表ルールとの整合性を問題にすれば、むしろ「回収可能額」以外への切り下げが導かれてくるケースもありうるのである。この点に関し、米国における一連の「概念基準書」に類似するものとして先に紹介した公開草案（ASB [1995]）は含意に富んでいる。ここでもう一度、この公開草案に立ち戻ることにしよう。

財務報告に関わる基礎概念をとりまとめたこの公開草案は、測定問題一般を論じた箇所で、取得原価にもとづく利益計算と現在価値（current value）にもとづく利益計算とに言及している。なかでも注目すべきは、後者に関する記述である。ひとくちに「現在価値」といってもさまざまであり、企業会計ではこれを再調達原価・正味実現可能価額・利用価値に分けるのがふつうである。有形固定資産のように取引費用が大きい項目については、三者の乖離がとりわけ顕著と見込まれる。それだけに、先に掲げたうちのどれに着目して継続的な洗い替えを行うべきかは重要な問題となってくるというのが、当該公開草案の指摘である（ASB [1995], Chapter5, para.5.21）。

そのうえで、公開草案は、「企業にとっての価値（value to the business）」という考え方を紹介している。周知のとおり、これは問題となっているストックの再投資が割に合うかどうかで「現在価値」を使い分けようというものである。利用または売却により収益をあげることが期待されるのであれば、「合理的な」企業は再投資を行うであろう。その場合は、再調達原価こそが「企業にとっての（現在）価値」となる。これに対し、収益の見込みが立たないような場合、「合理的な」企業は現在保有中のストックを売りきる（あるいは使いきる）ことで回収した資金を別の投資に向けるであろう。このケースでは、再調達原価が「企業にとっての価値」とはいえない。実際には再調達が行われないからである。むしろここでは、売却と利用のうち、相対的に多くの資金回収が見込まれるほうでストックを評価する必要がある。それこそが「企業にとっての価値」だというのである。

以上をもとに、よく知られている「企業にとっての価値」の具体的な求めかたをとりまとめておこう。これを導くためには、まず最初に「利用価値」と「正味実現可能価額」とを比較する必要がある。利用と処分のいずれか一方から期待されるキャッシュフローが再調達に要するキャッシ

シフローを上回るかぎり、再投資は割に合うと考えられるからである。続いてはこのうちの高いほうと再調達原価とが比較されるのであるが、「このうちの高いほう」とは要するに前掲した「回収可能額」のことである。つまりふたつのプロセスは「再調達原価」と「回収可能額」との対比であり、いずれか低いほうが「企業にとっての価値」となる。前の段落で述べたとおり、再調達原価が意味のある属性値かどうかは、再調達という意思決定の「合理性」に関わっていると考えられるからである（ASB [1995], Chapter5, paras.5.22-5.23）¹¹。

ASBの公開草案にみられる「企業にとっての価値」の考え方たは以上のとおりであるが、有形固定資産の減損を取り扱った前掲の討議資料はこの考え方たと整合的ではない。例えば、「未償却原価（修正前の簿価）」>「回収可能額」>「再調達原価」という大小関係を考えてみよう。「討議資料」によれば、このときストック評価額は「回収可能額」まで切り下げられることとなる。これに対し「企業にとっての価値」にもとづいて評価替えを行おうとすれば、「再調達原価」が選ばれることとなる。このケースでは、再投資が「割に合う」選択肢となっているからである。「討議資料」は、こういう場合に「企業にとっての価値」の考え方たと食い違うのである。

ここで述べたとおり、もともと「企業にとっての価値」という考え方たは、継続的なストックの評価替えを行う場合、どの「現在価値」を探るべきかを示したものである¹²。本来この考え方たが、取得原価のフレームワークにおける一過性の切り下げと直結することはない。しかし単発的な評価替えとはいえ、減損に伴う簿価修正は、ストックの「現在価値」を直接見積もり直す作業という点で継続的な再評価と共通している。とすれば、英国においては減損の局面においても「企業にとっての価値」をもとに、切り下げ後のストック評価額を決めるこになりそうである。ルールの内的整合性を敢えて犠牲にする必然性があれば話も違ってこようが、そうでなければ経営者の意思決定と首尾一貫した属性値を選択すべきという、先の議論を踏襲するのが自然なやりかたのように思えるのである¹³。

今後は「討議資料」がなぜ一貫した「回収可能額」への簿価修正を措定しているのか、その点をさらに検討しなければならない。そこではさまざまな仮説が見込まれるが、いずれを探るにせよ、「企業にとっての価値」の考え方たに敢えて反することでどういう便益を享受することができるのか、十分な説明が必要となってこよう。

最後に、以上をとりまとめておきたい。本項で紹介した英国の討議資料は、先に紹介した米国の基準書と同様、「回収可能額」が簿価に満たなくなったときにストック評価額の修正を求めている。しかし、いったん評価減を行うべきと判断されたストックの切り下げ幅については、両国のルールに食い違いがみられる。米国とは異なり、英国の討議資料は「再投資」を準拠枠とする発想を欠いている。そこでは、市場価格¹⁴への切り下げが必然とはいはず、場合によっては経営者が見積もった利用価値でストックを再評価するケースもありうると考えられている¹⁵。減損が生じているかどうかの判断に用いた「回収可能額」で、評価損失の計上額を決めるこになつてゐるのである。継続利用のほうが即時処分より多額の資金回収を期待できるのであれば、ストックの利用価値のほうがその「回収可能額」となる。

減損の生じたストックを「回収可能額」まで切り下げる理由について、英国の「討議資料」が直接言及していることは少ない。それどころか、財務報告に関わる基礎概念をとりまとめた「公開草案」との関連でいうなら、あらゆるケースで「回収可能額」への簿価修正を行うやりかたは整合性に問題が残る。というのも、「現在価値」による継続的な洗い替えにもとづく財務報告システムに論及した箇所で、前掲「公開草案」は「企業にとっての価値」に言及しているからであ

る。

一過性のものとはいえ、減損にもとづく簿価修正も、ストックの「現在価値」を見積もり直す手続という点では共通している。とすれば、減損のケースにおいても「企業にとっての価値」を踏襲するのが自然な考え方といえるであろう。ところが実際には、「討議資料」では、一貫して「回収可能額」への切り下げが求められている。この食い違いを重視すれば、「討議資料」のやりかたを論拠づけるのはいっそう困難となろう。

このとおり「回収可能額」への簿価修正を行う理由は依然として未解決であり、その解明は本来急務といえる。それを確かめないかぎり、意味のない批判を「討議資料」に向けてしまうおそれは免れない。しかし「討議資料」を首尾一貫した形で説明するのに必要な資料は、いまのところ不十分である。ここではこの問題の解答をさしあたり留保し、「回収可能額」へと評価を切り下げる場合に生じてきそうな別の問題を探り上げることとする。近く「回収可能額」への簿価修正に何らかの整合的な説明が与えられるとしても、なお生じてくると見込まれる問題を検討しようというのである。かなり重要な問題も含まれるため、ここで節を改めることにしたい。

III 「利用価値」による評価のインプリケーション

(1) ストックのグルーピング；「利用価値」の求めかた

前節で述べたとおり、英国の「討議資料」は、減損の生じた営業資産を「回収可能額」で評価するよう求めている。これも先述のとおり、英國基準でいう「回収可能額」は、利用価値と正味実現可能価額のうちの高いほうである。つまり「討議資料」の趣旨に沿った基準書が公表された場合、限定的な局面とはいえ、英国では経営者が主観的に見積もった利用価値による評価が強制ないし容認されることとなる。

ここでいう「利用価値」は、文字どおり「ストックの継続利用から期待される将来キャッシュフローの割引現在価値」を意味するが、これは個々の資本財について捕捉可能とはかぎらない。複数の財がひとつのプロジェクトに投入される場合は、むしろ意味のある測定が不可能といつても過言ではない。というのも、投資プロジェクト総体から期待される将来キャッシュフローは、一般に、個々の財が生み出すと期待されるキャッシュフローの合計額を凌駕すると考えられるからである。個々のストックが有機的に結び付くことによって生じるキャッシュフローは、個々の財に跡づけられる保証がない。より正確にいえば、プロジェクト全体が生み出すキャッシュフローを何らかの「もっともらしい」基準により個々の財に割り当て、それをもとに減損の有無を判断するやりかたが「有用な」情報を生み出すとは思えないである¹⁶。

英国の「討議資料」や米国の基準書もこの点には注意を払っており、有機的に結び付いた一連のストックを、あたかもひとつのストックであるかのようにみなして「利用価値」を見積もるよう求めている (ASB [1996], Chapter3, paras.3.1-3.4 and FASB [1995], para.8)¹⁷。投資プロジェクト毎に独立したキャッシュフローが期待され、プロジェクトを超えたストックの有機的な結び付きが無視しうるほどの水準にとどまるのであれば、プロジェクト毎に減損の有無を判断しようというのである。複数のプロジェクトで共有されるストックの比重が大きい場合は、地域別・製品別事業部など、もう少し大きな組織に関わるストックをひとまとめりとみて、減損が生じているかどうかを確かめることになろう。

さて、こうした考え方を敷衍していくと、やがて企業全体をひとつの単位として「利用価値」

を測定するケースに行き着くこととなる。小規模で多角化の進んでいない企業や汎用性の高い器械設備を数多く抱えている企業の場合、企業が総体として生み出すキャッシュフローを複数の相互に独立したキャッシュフローに分割するのが困難となる可能性も決して低くない。そういうケースでは、企業が保有するストックのすべてをひとまとまりとみて「利用価値」を見積もるしかない。英米のルールは、独立したキャッシュフローが生じるかぎりにおいて、最小のグルーピングを行うよう求めているに過ぎない。キャッシュフローの分割が不可能なケースについては、ストック全体の「利用価値」で減損の有無を判断し、場合によってはストック総体をその「利用価値」で評価することもありうるのである。

以上、ここでは減損の生じた営業資産を「回収可能額」、なかでもその「利用価値」で評価する場合の具体的な測定操作を概観した。今度は項を改め、こうした簿価修正に潜む問題点を探り上げることにする。

(2) 「利用価値」による評価の問題点；減損以降の業績測定と「利用価値」

先に簡単に言及したとおり、「利用価値」によるストックの評価は必ずしも一般的とはいえない。今日の企業会計では、むしろ資本財価格をもとに期間損益を捕捉するのが基本となっている。周知のとおり、両者の違いは経営者の見積もりにもとづく「のれん」部分にある。「のれん」を含まない資本財価格を「維持すべき資本」とし、これを超えて回収した資金余剰を利益とみるのが現行の利益計算なのである。そこでは実現した「のれん」が利益に含まれることとなる。これに対し、減損が生じた営業資産を「のれん」を含んだ「利用価値」で評価すれば、「のれん」は「維持すべき資本」のほうに組み込まれてしまう。換言すれば、たとえ期待どおりに「のれん」が実現しても、その事実が会社の業績に反映されることはない。減損の生じた営業資産については、それ以降の期間について、会計上「正常な利潤」しか得られないこととなる¹⁸。

このとおり、切り下げる行った後の業績測定をも視野に收めると、減損の生じた営業資産を「利用価値」で評価するやりかたの問題点がみえてくる。「利用価値」でストックを評価すれば、「のれん」含みの資本価値を超えて回収された資金余剰だけが期間損益に反映されることとなる。そこでは実現した「のれん」が会社の業績に含まれないので、それを業績とみるのが原則となっている現行ルールとの間に矛盾が生じてしまう。この点で首尾一貫性を保つためには、減損の生じたストックを市場価格、なかでもその再調達原価で評価するしかない。

もちろん、減損が生じるまでの期間と減損が発生した後の期間とを互いに独立したものとみなす必要がないのであれば、話は違ってくる。減損が生じた時点でのストックの評価額をどう切り下げるところで、問題となっているストックの取得から廃棄処分までを通算した損益は違わない。その合計額こそが重要であり、減損前後それぞれの期間損益は「重要な合計額」を便宜上分割したに過ぎないという見解もありえよう。こういう視点に立つ場合、減損発生後の期間に実現した「のれん」が業績とみなされるのは、それほど大きな問題とはいえなくなってくる。中途で減損の生じた営業資産も、取得から廃棄処分までを通算すれば「のれん」が会社の業績に反映されるからである¹⁹。米国とは異なり、減損を事実上の再投資とみなす旨の規定を欠く英國の場合、実際にこう考えられている可能性は否定できない²⁰。

しかし、このような考え方を敷衍すれば、中途でわざわざストック評価額を見積もり直す必要性は失われてしまうはずである。先述のとおり、たとえ簿価修正を施さなくても、投資プロジェクトの収益性が低下した事実は、期待に満たない額の「のれん」が実現するたび期間損益に

現れてくるからである。減損が生じた時点でストック評価額を切り下げる必要性が、全期間を通じた期間損益こそが重要という考え方から導かれてくるとは思えないでのある。

いまだ実現していない評価損失を計上する場合の論拠として、しばしば唱えられるものに「保守主義」がある。これは近い将来に発生が見込まれる損失を早めに計上する考え方であり、古くから広く実務のなかに浸透してきたものと説明されることが多い。減損が生じた時点において評価損失をただちに計上するやりかたは、とりあえずこの「保守主義」の考え方で説明できなくもない。ただ、切り下げ後の評価額としてストックの市場価格ではなく、敢えて「利用価値」が選ばれた理由は、この「保守主義」では説明しきれない。減損発生後に実現が期待される「のれん」を前倒しでストック評価額に反映させるやりかたは、むしろ「保守主義」の考え方とは矛盾するおそれがある。

ここでこれまでの議論を要約しておきたい。減損が生じた営業資産の評価を切り下げる場合、評価損失の額のほうに多くの関心が寄せられてしまう。しかし減損時点以降の業績測定において、切り下げ後の評価額が「維持すべき資本」としての役割を果たすことも見逃すべきではない。こういう側面に着目した場合、減損したストックを「利用価値」で評価するやりかたには問題がある。実現した「のれん」を企業活動の成果とみなすのが現行ルールの基本的な考え方なのに対し、減損の生じたストックにかぎれば、「のれん」が予めストック評価額に組み込まれてしまう。そのため、その実現分は業績に反映されないこととなる。つまり英国の「討議資料」に従えば、「のれん」の取り扱いに関し、減損した営業資産は例外となってしまうのである²¹。

むろん、首尾一貫性が損なわれてしまうこと自体は必ずしも重要ではない。例外を設けることにより、例えば、投資家の意思決定にいっそう有用な情報が提供される可能性も否定しきれないからである。しかし減損の生じた営業資産のケースにかぎれば、いまのところ「のれん」を異質な形で処理することに特別なメリットがあるとは思えない。英国でこの点がどう考えられているのか、今後さらなる検討が必要であろう²²。

IV おわりに

(1) 要約

米国財務会計基準審議会（FASB）によれば、減損が生じた営業資産の評価はその市場価格まで切り下げられることになっている。これに対し英国会計原則審議会（ASB）によれば、利用価値と正味実現可能価額のうちいずれか高いほう、つまり「回収可能額」での評価が求められている。評価損失を計上するタイミングについては類似した規定を設けている両国のルールが、なにゆえ切り下げ額の大きさに関して異なる立場を採っているのかを検討したのが本稿である。米国FASBの考え方たは別稿（米山〔1996〕）にて検討済みのため、本稿の主たる関心は英国に向かっている。

さて英国では前述のとおり、「回収可能額」が簿価に満たなくなったとき減損が生じたものとみなされ、その「回収可能額」まで評価が切り下げされることになっている。問題は敢えて「回収可能額」が選ばれた理由であるが、この点に関する記述は乏しい。米国の基準書は減損に伴う簿価修正を「再投資」の意思決定と関連づけ、その観点から市場価格への切り下げを導いてきたが、この対となるような記述が英国にはみられない。「回収可能額」への切り下げは当然とみなされているようである。しかし、これを当然と言いきれるかどうかは定かでない。それは以下の

理由による。

ストックの「現在価値」を直接見積もり直す場合、英国では伝統的に「企業にとっての価値」という考え方かたが唱えられてきた。この考え方かたは、財務報告に関わる基礎概念をとりまとめた最近の公開草案にも採り入れられている。継続的なストックの再評価にもとづく利益計算システムにおいては、この「企業にとっての価値」をもとに「現在価値」を選択するよう定められているのである。そうなると、一過性とはいえる「現在価値」への簿価修正が求められる減損の局面においても、「企業にとっての価値」が尊重される可能性は十分にありえよう。事実、この考え方かたと取得原価にもとづく財務報告システムとの関わりを示唆する記述も見受けられる（ASB [1995], Chapter5, para.5.22）。

ところが実際には、減損の処理に「企業にとっての価値」の考え方かたが活かされているとは考えにくい。というのも、減損の結果「現在価値」として再調達原価が選ばれるケースもありうるはずなのに、英国では「回収可能額」での評価しか認められていないからである。減損の生じたストックへの再投資が割に合うものであり続けるかぎり、それを再調達原価で評価するのが「企業にとっての価値」の考え方かたなのである。このとおり「現在価値」への簿価修正という点で共通する局面において、ルールの整合性を重視するかぎり、「回収可能額」への切り下げは当然と言いかねないのである。

この点の指摘に引き続き、本稿では「回収可能額」への簿価修正に伴う別の問題も採り上げた。そのうちのひとつは、切り下げ後の期間損益計算に関わるものである。周知のとおり、現行のルールでは、当初支出した資本財価格を超えて回収した資金余剰を実物投資の成果とみることになっている。「のれん」を含まない資本財価格が「維持すべき資本」とみなされ、実現した「のれん」は期間損益に反映されるわけである。これに対し減損の生じた営業資産を「回収可能額」で評価した場合、減損以降の期間に実現した「のれん」は企業活動の成果に含まれないこととなる。「のれん」部分は「維持すべき資本」のほうに組み込まれてしまうからである。このとおり「回収可能額」による評価は、「のれん」の取り扱いに関する例外を生み出すこととなる。例外を設けることでどのような便益がもたらされるのかは定かでない。この点、今後さらなる検討が必要であろう。

(2) 課題と展望

本稿で検討してきたとおり、減損の生じた営業資産をその「利用価値」まで切り下げるやりかたは、積極的に意義づけるのが容易ではない。もちろん、そのような処理にもとづく利益情報が投資家の意思決定に資する可能性は否定できないが、先駆的な推論の次元でそう言いきることはできない。ルールの内的整合性という観点からすれば、「利用価値」への切り下げは、むしろ「のれん」の取り扱いに関する例外となっている。さらにいえば、キャッシュフローの裏づけをもって業績を捕捉するのが原則となっている実物投資においては、未実現の評価損失を計上すること自体が例外的である。「利用価値」への切り下げを行えば、二重の意味で首尾一貫性が損なってしまうのである。

にもかかわらず、「回収可能額」なかでも「利用価値」で減損の生じた営業資産を評価するやりかたは広く実務に浸透している。新たな基準書で市場価格への切り下げが求められるようになった米国でさえ、かつては「回収可能額」での評価が指定されていたのである²³。本稿でみたとおり、英国においては「討議資料」がいまでも「利用価値」での評価を明記している。このよ

うに、経営者の主観的な見積もりにもとづく「利用価値」が根強い支持を得ている理由のひとつは、技術的な測定可能性に求められるかもしれない。営業資産の多くは、整備された（中古）市場を持たない。そこでは「主観的な価値」より「市場参加者の社会平均的な見積もりによる価値」のほうが、いっそう測定困難とも考えられる²⁴。会計基準の設定主体が公表ルールの実践可能性を斟酌するのは、大いにありうることであろう。

もっとも、中古資産の市場価格を見積もるのが困難であるとき、それに代えて「利用価値」で評価するのは必然ではない。無理に未実現損失を計上することなく、ストックの評価額を据え置くのもひとつのありうべき選択肢である。ところが実際には、先述のとおりさまざまな問題点を抱えている「利用価値」への切り下げが求められている。評価損失の計上は、なにゆえ当然と考えられているのであろうか。

ひとつ考えられるのは、「利用価値」が市場価格のごくおおざっぱな（しかも測定可能な）サロゲートとみなされている可能性である。この場合、「のれん」の取り扱いに関する首尾一貫性の欠如など「利用価値」に特有の問題は、英国「討議資料」に対する的確な批判とはいえなくなる。英国「討議資料」の真意は、今後も引き続き確かめていかなければならない。

もうひとつ考えられるのは、「利用価値」による評価それ自体に、本稿では指摘できなかった固有の意義が認められている可能性である。改めて考えてみれば、現行の財務報告システムにおいて、経営者の主観的な見積もりが介入する余地は皆無とは言いきれない。将来に予想されるキャッシュアウトフローを主観的に見積もり、「負の」ストックとして前倒計上した引当金はその典型例といえるであろう。もちろん、減損の生じた営業資産の問題と引当金をめぐる問題との異質な側面を無視するわけにはいかないが、主観的な見積もりにもとづくストック評価それ自体が問題とは即断できないのも事実であろう。等質的な処理の背後にある考え方を確かめていけば、減損の生じた営業資産を「利用価値」で評価する必要性に関し、新たな見解が導かれることもありそうである。

とくに注目すべきは、「減損に伴う引当金」を設定すれば、ストック評価額を実質的に「利用価値」へと引き下げるような測定操作も不可能ではないという点である。減損に伴う将来のありうべき損失は、いわゆる「引当金の要件」に該当するものと推察される。そうなると、減損の生じたストックを「利用価値」で評価するやりかたは、実は以前から事実上認められてきたという見方もできそうである。とすれば、その他のルール（とりわけ引当金に関するもの）を与件とするかぎり、「利用価値」による評価を禁じることの意義は乏しいということになろう²⁵。むしろ主観的に見積もった「のれん」含みの価値による評価のほうが、引当金に関わる現行実務と整合的とさえいえるかもしれない。この問題についてもさらなる検討が必要であろう。

〔補論〕英国における有形固定資産の評価—基準の概要—

本文では、もっぱら減損に伴う簿価修正だけを取り扱ってきたが、英国においてはそれ以外のケースでも、ストック評価額を直接見積もり直す手続が認められている。要点だけをひとことでとりまとめれば、減損が生じていない場合も任意の評価減が容認されているのである。減損が簿価修正を行うための「必要条件」となっている場合と、「必要条件」ではないにもかかわらず、敢えて減損という形をとる切り下げが行われる場合とで、減損の持つ意義が違ってくることは大いにありえよう。つまり有形固定資産の評価に関する英国のルールをひととおり概観した後でな

ければ、本文で採り上げた「討議資料」の存在理由をみきわめるのは困難とも考えられるのである。この補論は、そうした観点から有形固定資産に関わる一連の会計基準を要約したものである。

さて、英国においてストック評価額の修正に関わる最も基本的な規定はふたつあり、いずれも1985年会社法にみられるものである。このうちのひとつは、有形固定資産の評価を直接、市場価格ないし再調達原価へと修正するのを容認している（para.31(2), Sch.4, Companies Act 1985）。もうひとつは、「恒久的な価値下落（permanent diminutions in value）」が生じた有形固定資産については引当金を設定し、実質的な評価額を切り下げるよう求めている（para.19(2), Sch.4, Companies Act 1985）。ここでいう「価値」は市場価格（正味実現可能価額）ではなく、利用価値を意味するという解釈が有力のようである²⁶。評価額の切り下げについていえば、市場価格への評価減が容認されるのと同時に、「恒久的に」下落した利用価値への評価減が強制されているのである。

このうち本稿で採り上げている「討議資料」が直接関係しているのは、「恒久的な価値下落」に関する規定のほうである。従来より、この規定には、恒久的な価値下落かどうかの判断や、どれだけ深刻な価値下落が生じたときに評価を切り下げるべきかの判断が困難という批判が向かってきたようである²⁷。これらの問題点を解決するため、本文で取り扱ってきた「討議資料」が新たに公表されたわけである。実際、「恒久的かどうか」を問うことなく、「回収可能額」と簿価との比較だけをつうじて減損の有無を判断することにより、解釈の余地は格段に減少している²⁸。どれだけの価値下落が生じたときに評価を切り下げるべきなのか、簿価が少しでも「回収可能額」を超過した場合は評価減が必然となってくるのかについても、一定の指針が与えられている（ASB [1996], Chapter1, paras.1.1-1.5）。そのかぎりでいえば、「討議資料」の趣旨に添った基準書の確定が大いに期待されるところである。

以上は「減損」を契機とするストック評価額の切り下げであるが、先述のとおり、英国基準は市場価格への簿価修正を別口で認めている。これは一般物価水準の上昇が著しかった時期、いわゆる「名目利益」の計上を排除するために容認された手続と推察される²⁹。実際、再評価益は損益計算書を通すことなく「再評価剰余金（revaluation reserve）」にチャージすべきものと理解されている³⁰。「名目利益」という認知があればこそ、報告利益の計算から除かれたのであろう³¹。これを敷衍すれば、一般物価水準の下落に伴う評価損失のほうも、企業活動の成果（負の成果）に反映させないための手続が求められるはずである³²。

このとおり、ストック評価額の切り下げに関わる英国のふたつのルールは互いに異質な論拠に支えられている。その違いに応じて、評価損失を報告利益に反映させるかどうかにも相違する。先述のとおり、「減損」を契機とする切り下げでは評価損失が損益計算書に関わってくるのに対し、一般物価水準の低下を契機とする評価損失は、広く持分の変動を包摂した財務報告書にしか現れてこないのである。ここにみられるように、企業の業績測定に際し、相対価格の変化と物価水準の変化とを区分する考え方たは、それ自体、とくに目新しいものではない。こういう区分は「価格変動会計」ないし「物価変動会計」という分野で伝統的に行われてきたものである。問題は、ここで述べた理念上の区分が具体的な測定操作に反映されているかどうかである。

残念ながら、この点について英国のルールが厳密であるとはいえない。典型例は、「過大な」簿価と市場価格との差額がすべて、かつて計上された再評価剰余金の減少として処理される点にみられる。市場価格の下落が、物価水準の下落だけで説明しきれないのはいうまでもない。とすれば、下落の一部を資本修正として処理し、残りの部分は負の業績とみて損益計算書に反映させ

るやりかたこそ、先に述べた「基本理念」を反映したものといえるであろう。「市場価格」の下落にせよ、「利用価値」の下落にせよ、そのすべてを「負の営業成果」ないし資本修正とみなすやりかたは、いずれも前掲の「基本理念」には反してしまうのである。

最後に、以上を要約しておきたい。本文では減損を契機とする営業資産の簿価修正だけを取り扱ってきたが、英国では物価水準の変動による「名目損益」を排除するための再評価も認められている。物価水準が下落した場合はストック評価額が下方修正されることになるので、英国ではふたとおりの切り下げが容認あるいは強制されることとなる。価格変動が生じる原因のいかんで、評価損失の処理も変わってくるという考え方たそれ自体は、とくに目新しいものではない。そのかぎりでいえば、評価の切り下げに関わるルールが並存している状況に違和感を覚えることはない。

しかし、価格変動の原因に着目する考え方たが具体的な測定操作に反映されているかどうかとなると、話は違ってくる。前述のとおり、英国のルールによると、減損に伴う「回収可能額」の下落分はすべて「負の業績」とみなされるのに対し、市場価格の下落分はすべて業績測定の対象から除外かれてしまう。しかし適切に見積もられた「回収可能額」には将来のインフレーションないしデフレーションが織り込まれていると考えられるし、市場価格の下落分に物価水準の変動で説明しきれない部分も含まれているほうがむしろ自然であろう。「減損を契機とする価値下落かどうか」と「相対価格の変動か、それとも物価水準の変動か」とが一対一に対応している保証はないのに、そういう対応関係が暗に想定されている点は、英国のルールの大きな特徴といえるであろう。

減損を契機とする評価損失をすべて「負の業績」とみるやりかたは、名目額による業績測定が与件とされている場合は問題とならない。日米両国であれば、減損による評価損失を損益計算書に反映させるのは当然のこととみなされるはずである。しかしインフレーションやデフレーションの影響を排除するための簿価修正も認められている英國においては、それは必ずしも当然のこととは言い切れない。本文で採り上げた「討議資料」がこういう問題点を抱えていることは、指摘するに値しよう。「討議資料」が減損とは何かを明確にし、経営者による恣意的な簿価修正を排除したことの意義は大きいが、そこだけを強調すれば一面的な評価となってしまうのである。

[注]

- 1 詳細は拙稿（米山〔1996〕）に譲ることとし、ここでは結論だけを要約しておきたい。
- 2 FASBの基準書第121号は、収益性の低下した営業資産を利用し続けるのが最も「合理的な」場合と、減損が生じた後はストックの早期処分が求められる場合とを区分し、それぞれのケースにおける会計処理を定めている。後者における「回収可能額」は市場価格を意味するが、前者における「回収可能額」は市場価格を超えるものと推察される。つまり前者においては、減損の認識基準と測定基準とが食い違ってくるのである。
- 3 この場合は、「回収可能性」の制約を満たすさまざまな属性値のなかで、市場価格が選択される必然性を明示する必要が生じてくる。しかし実際には、そうした作業が容易に行われるとは思えない。投資家が市場価格への切り下げを求めていることを実証するにせよ、市場価格への切り下げで計上された評価損失が意思決定に有用であることを先駆的な推論で示すにせよ、困難であることに違いはない。

- 4 ASB [1996], Summary para.4.
- 5 ASB [1996], Chapter1, para.1.1.
- 6 何をもって「減損」とみるべきかについて、英国の討議資料と米国FASBの基準書第121号とが類似している旨、討議資料自体に明記されている。ASB [1996], Chapter1, para.1.16を参照せよ。
- 7 ASB [1995], Chapter4, paras.4.7 and 4.24.
- 8 ASB [1995], Chapter5, paras.5.6 and 5.14.
- 9 ここで述べたとおり、減損が生じたかどうかの判断基準について英米のルールに基本的な違いはないともいえるが、簿価と比較すべき「回収可能な将来キャッシュフロー」のとらえかたについて、両国のルールは明らかに異なっている。英国では期待キャッシュフローの割引現在価値が比較の対象となるのに対し（ASB [1996], Chapter2, para.2.1）、米国ではそれを割り引かないことになっている（FASB [1995], para.6）。
- 資金回収の期間が長期にわたる営業資産の場合、将来キャッシュフローを割り引くかどうかは減損の認識に重要な影響を及ぼすはずである。本稿では採り上げないが、これは早急に検討すべき問題といえるであろう。田中 [1996]、第4節を参照されたい。
- 10 「回収可能額」と市場価格との相違については、脚注2で言及したとおりである。要点だけを繰り返しておくと、減損が生じたストックの「利用価値（present value）」が市場をつうじた売却により回収可能な額（net realizable value）を超過する場合、つまり当該ストックを処分するより継続利用したほうが合理的である場合は、その「利用価値」こそが「回収可能額」となる。そこでは、「回収可能額」が市場価格を凌駕することとなり、両者は食い違うのである。
- 11 以上の説明から明らかなように、「企業にとっての価値」という考え方かたで現在価値を使い分ける理由は、経営者の意思決定と適合しているためと説明されている（ASB [1996], Chapter5, para.5.22）。もっとも、経営者の意思決定と整合的な属性値を選択することで、なぜ投資家に有用な情報が提供されるのか（あるいは、その他の達成目標とどう関わってくるのか）は定かでない。
- 12 もっとも、そもそも「企業にとっての価値」でストック評価額を継続的に洗い替えると、なぜ有用な情報が提供されるのかという根本的な問題が、実は必ずしも定かでない。本来はこの問題から検討を始める必要があろう。川本・斎藤 [1993]、80-82ページを参照せよ。
- 13 さらにつけるなら、英国はいわゆるサンディランズ・レポート以来、一貫して「企業にとっての価値」という考え方かたを尊重している。
- 14 英国ASBのいうとおり、一般に多くの取引費用が見込まれる有形固定資産については、再調達原価と正味実現可能価額との乖離が決して小さくないはずである。その点に着目すれば、減損後の評価額を「市場価格」としか定めていない米国のルールは不十分なものともいえそうである。もっとも、現金支出を伴う「通常の再投資」が準拠枠とされているのであれば、暗に「再調達原価」が想定されていることを推察できる。
- 15 この点は、いったん計上した評価損失の戻入を認めるかどうかの違いに端的に現れている。減損に伴う評価減を新たな期待にもとづく計算のやり直しとみる米国では、評価損失の戻入が禁じられている（FASB [1995], para.11）。これに対し英国では、会社法が再評価を容認していること、および将来予想される損失に対して設定した引当金のうち、損失の見込みが乏しくなったものはむしろ積極的に戻入すべきことを定めたルールの存在などを理由に、評価損失の相殺が認められている（ASB [1996], Chapter6, paras.6.2-6.4）。
- 16 米山 [1995] の脚注19に、本稿と関連した記述がある。

- 17 このとおり「利用価値」でストック全体を評価することになっている英國「討議資料」は、有機的に結び付いた財を個別にどう切り下げるべきかも定めている。そこでは、まず最初に買い入れのれんを切り下げ、なお不足が生じる場合はその他の無形資産を切り下げ、それでも足りない分については各種有形資産を比例的に切り下げるよう求められている（ASB [1996], Chapter3, para.3.5）。先述のとおりこうした測定操作は恣意的であるが、「利用価値」による評価を採用するかぎり避けられない手続ともいえるであろう。
- 18 詳細については斎藤 [1988] 第I部第1章を参照されたい。
- 19 減損の生じた営業資産を「利用価値」で評価すれば、市場価格まで評価を切り下げた場合とくらべて評価損失が少なくなる。その差額は、ちょうど減損発生後に実現が見込まれる「のれん」の大きさに対応している。つまり「利用価値」への切り下げは、減損後に実現すると見込まれる「のれん」を前倒しで期間損益に反映させるやりかたを意味しているのである。
- 20 「再投資」、すなわち旧来の投資プロジェクトの中止と新たなプロジェクトへの着手とが措定できるのであれば、損益計算のほうも新たな「維持すべき資本」をもとにやり直す必要が生じてこよう。
- 21 ここでは「利用価値」と市場価格との差額と定義される「のれん」を、いわゆる「自己創設」のれんとみて議論を進めている。しかし、切り下げ前のストック評価額は、かつて現金支出に裏づけられていたはずである。そう考えれば、切り下げ後の評価額も現金支出に裏づけられたものとみなすこともできよう。そうなると、ここでいう「のれん」は、むしろ「買い入れのれん」と等質的なものとも考えられる。こうしたとらえかたの違いが、会計処理にどういう違いをもたらすのかについては、埼玉大学・梅原秀継氏が近く論文を公表する予定と聞いている。
- 22 さしあたり、Barth and Landsman [1995] を参照。
- 23 米山 [1996], 47-50ページを参照されたい。その脚注11で引用しているAAA [1948] をみれば、米国でいう「回収可能額」も英國同様、「利用価値」による評価を含んでいることが理解できよう。
- 24 その意味でいえば、FASB基準書第121号の公表後、減損の生じたストックの市場価格を米国企業がどう見積もるのかは興味深い。今後、財務報告書の分析が待たれるところである。
- 25 もちろん、ストック評価額を直接切り下げるケースと、その切り下げ額にみあう引当金を設定するケースとでは、減損発生後の損益が食い違う可能性は残される。というのも、引当金は損失が現実のものとなったとき取り崩されるのに対し、修正された評価額にもとづく償却計算は、計画的・規則的に行われるのが原則となっているからである。
- 26 会社法の規定は、Chopping and Skerratt [1995], pp.252-254によった。また「恒久的な価値下落」の有無を判断する際の指標が「利用価値」である旨の指摘も同著にみられる。
- 27 この批判には、恒久的かどうかを問うこと自体に、そもそもどれだけの意味があるのかという疑問も含まれる。
- 28 もちろん、ルールのオペレーショナリティーが高まったことで、利益情報の有用性のほうもただちに高まるわけではない。レリヴァントではない判断基準が導入された場合は、情報の有用性がかえって損なわれてしまう可能性も否定できない。
- 29 個別財の価格変動と一般物価水準の変動とが一致している保証はない。例えば前者が後者を凌駕する場合、市場価格への修正に伴う評価益のすべてを損益計算から除いてしまうと、会社の業績とみなしでも差し支えない部分さえ報告利益に反映されなくなってしまう。にもかかわらず評価益のすべてが資本拘束されるのは、あらゆる財の価格が概ね一定方向・一定比率で変動する旨、暗に与件とされているからであろう。
- 30 より正確にいようと、有形固定資産の再評価益は、Statement of total recognized gains and lossesというタイトルの報告書に記載される。これは有形固定資産の評価益のほか、いわゆる外貨換算調整勘定や過年度損

営業資産の減損と事後の業績測定（米山）

益修正項目などを損益計算書の末尾利益に加え、資本拠出以外を原因とする持分変動の総額を開示するための報告書である。詳細についてはASB〔1992／1993〕を参照。

- 31 これに対し、一般物価水準の下落に伴う評価損失を何にチャージすべきかは不明確となっている。いつたん切り上げた評価額を一転して切り下げる場合については、当初の切り上げで生じた再評価剰余金を取り崩すことになっているようであるが、最初から切り下げを行った場合の処理は定かでない。インフレーションの問題が顕在化した時期に定められたルールゆえ、価格水準の下落は想起されなかつたのであろうし、その後もこの問題が表面化することはなかったのであろう。
- 32 このとおり、市場価格への簿価修正を認めた1985年会社法の本来の趣旨は、価格変動の影響を損益計算から除くことにある。ところが実際には、物価水準の変動いかんに関わらず、経営者が恣意的に再評価を行うケースも少なくない。こうした事態を受け、英国の基準設定主体は公開草案（ASC〔1990〕）を公表し、といったん再評価を行った財については継続的な洗い替えを求めてることにしている。

[参考文献]

- AAA〔1948〕, American Accounting Association, *Accounting Concepts and Standards Underlying Corporate Financial Statements (1948 revision)*.
- ASB〔1992／1993〕, Accounting Standards Board, *Financial Reporting Standards No.3 : Reporting financial performance*, issued October 1992 ; amended June 1993.
- ASB〔1995〕, *Exposure draft in issue : Statement of principles for financial reporting*, November 1995.
- ASB〔1996〕, *Discussion Paper in issue : Impairment of Tangible Fixed Assets*, April 1996.
- ASC〔1990〕, Accounting Standards Committee, *Exposure draft No.51 : Accounting for fixed assets and revaluations*, May 1990.
- Barth and Landsman〔1995〕, Mary E.Barth and Wayne R.Landsman, "Fundamental issues related to using fair value accounting for financial reporting," *Accounting Horizons* December 1995.
- Chopping and Skerratt〔1995〕, David Chopping and Len Skerratt, *Applying GAAP 1995/96 : a practical guide to financial reporting*, the Institute of Chartered Accountants in England and Wales.
- FASB〔1978〕, Financial Accounting Standards Board, *Statements of Financial Accounting Concepts No.1 : Objectives of Financial Reporting by Business Enterprises*.
- FASB〔1980a〕, *Statements of Financial Accounting Concepts No.2 : Qualitative Characteristics of Accounting Information*.
- FASB〔1980b〕, *Statements of Financial Accounting Concepts No.4 : Objectives of Financial Reporting by Nonbusiness Organizations*.
- FASB〔1984〕, *Statements of Financial Accounting Concepts No.5 : Recognition and Measurement in Financial Statements of Business Enterprises*.
- FASB〔1985〕, *Statements of Financial Accounting Concepts No.6 : Elements of Financial Statements ; a replacement of FASB Concepts Statement No.3*.
- FASB〔1995〕, *Statements of Financial Accounting Standards No.121 : Accounting for the Impairment of Long-Lived Assets and Long-Lived Assets to Be Disposed of*.
- 川本・斎藤〔1993〕, 川本淳・斎藤静樹「時価主義会計の意義と問題点」財団法人資本市場研究会編『大口取引に係る株式委託手数料の自由化について－証券取引審議会作業部会報告－』第

3編, 71-120ページ, 財経詳報社, 1993年11月。

斎藤 [1988], 斎藤静樹『企業会計－利益の測定と開示－』, 東京大学出版会, 1988年。

田中 [1996], 田中建二「不良債権の会計問題」『産業経理』第56巻第1号, 72-81ページ, 1996年4月。

米山 [1995], 米山正樹「キャッシュフローの期間配分と『時間価値』」『経済論集（学習院大学）』第32巻第3号, 1995年9月。

米山 [1996], 米山正樹「収益性の低下した営業資産の評価－減損の認識と測定－」『経済論集（学習院大学）』第33巻第1号, 1996年3月。